

一般会計予算決算常任委員会
理科大分科会記録

令和2年2月26日

【開催日】 令和2年2月26日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時19分～午前11時31分

【出席委員】

分科会長	高松秀樹	副分科会長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部】

市長	藤田剛二	副市長	古川博三
大学推進室長	大谷剛士	大学推進室室長補佐	山本玄

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 議案第1号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について
（理科大分科会所管分）

午前11時19分 開会

高松秀樹分科会長 それではただいまより、一般会計予算決算常任委員会理科大分科会を始めます。本日は議案第1号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）についての大学分についてでございます。それでは執行部の説明をお願いいたします。

藤田市長 皆様おはようございます。すいません、お時間を頂戴いたします。

山口東京理科大学薬学部校舎建設事業におけます、この度の危険物の貯蔵に係る建築基準法への抵触につきましては、先日の本会議初日の議場におきまして、その概要を御説明させていただきました。皆様方からの御質疑を受け、また回答させていただいたところでございますけれども、まだ、十分な説明を差し上げている状況ではないというふうに認識をしておりますので、本日は当分科会におきまして、しっかりと御審議をいただけますよう、大学推進室から経過と現状につきまして、御説明をさせていただきます。委員皆様からの御質疑に御回答させていただきたいと存じます。山口東京理科大学薬学部校舎建設事業につきましては、これまでも市民の皆様を始め、ここにいらっしゃいます議員の皆様方に大変な御心痛をお掛けしてまいりました。再びこのような状況となりましたことを深くおわび申し上げます。受験シーズンの中、山口東京理科大学を受験される受験生、そしてその保護者の皆様に大変な御心配をお掛けしておりますことも、重ねておわび申し上げたいと思います。現在は、山口県の担当部署に御相談を申し上げて、また、御支援をいただく中で、市の担当部署と協力し、対応等につきまして検討しております。今後も引き続きまして、関係機関、関係部署と密接に連携をいたしまして、大学の教育研究活動に支障がないよう対応してまいる所存でございます。それでは、大学推進室より説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

大谷大学推進室長 それでは、議案第1号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について御説明いたします。まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書28ページ、29ページをお開きください。また、あわせて、参考資料といたしまして資料1、資料2をお配りしておりますので、併せて御覧ください。それでは御説明いたします。2款総務費、7項大学費、1目大学費につきまして、補正前の額20億6,423万6,000円を8,751万4,000円減額し、補正後

の額を19億7,672万2,000円とするものです。具体的な補正の内容につきまして御説明します。13節委託料の設計委託料を110万円減額しております。これは、校内薬用植物園附属棟の管理倉庫棟及び温室の建築確認申請に係る業務委託料で、今年度、当該業務を実施しないこととなりましたので、不執行額として減額するものです。次に、15節工事請負費の工事請負費を8,641万4,000円減額しております。これは、委託料で御説明しましたが、校内薬用植物園附属棟の建設を今年度実施しないこととなりましたので、不執行額として7,000万円を、また、今年度工事が完了しました駐輪場整備工事及び校内薬用植物園や側溝等の整備をいたしました外構整備工事につきまして精算した結果、不用額として1,641万4,000円を減額するもので、これら不執行額と不用額等を合計した8,641万4,000円を減額するものです。不用額の内訳としましては、駐輪場整備工事につきましては、予算額3,960万円、執行額3,335万8,000円で、不用額624万2,000円、外構整備工事につきましては、予算額3,000万円、執行額1,982万7,760円で、不用額1,017万2,240円となっております。ただいま、御説明いたしました内容につきましては、資料1にまとめております。また、資料2につきましては、後ほど御説明いたします繰越明許費を含めた今年度の工事の状況をお示ししております。資料2ですが、一番上の紫色でお示しをしておりますのが、新たに建設をすることとなりました危険物倉庫の建設予定地で、当該事業につきまして、今年度設計業務を進めておりましたが、建築基準法の関係で、現在、業務を中断しております。次に、緑色でお示ししておりますのが、通路やC棟周辺の舗装等を行っております外構整備工事です。年度内に工事が完了する予定ではありますが、完了検査が次年度に掛かると見込まれるため、予算を次年度に繰り越すこととしております。次に、黄色でお示しをしておりますのが、グラウンド・テニスコートを整備する予定地です。現在、設計業務を進めておりますが、開発協議等に不測の時間を要したことから、今年度中の業務完了が困難なことから、予算を次年度に繰り越すこととしております。

最後に、赤色でお示しをしておりますのが、校内薬用植物園附属棟であります管理倉庫棟と温室です。当該施設につきましては、新たに建設をすることとなりました危険物倉庫同様に、建築基準法の関係で、現在、業務を中断しております。なお、薬学部校舎整備事業につきましては、起債を充てていることから、起債の対象となります事業費を減額したことにより、財源の内訳も変更となりますので、特定財源の地方債が6,890万円、一般財源が1,861万4,000円の減額となっております。続きまして、歳入につきまして御説明しますので、補正予算書18ページ、19ページをお開きください。22款市債、1項市債、1目総務債につきまして、2項大学債の大学整備事業債6,890万円を減額しております。これは、先ほど歳出の財源の内訳で御説明しました起債の対象となる事業の不執行によるものです。続きまして、繰越明許費につきまして御説明しますので、補正予算書6ページ、7ページをお開きください。第2表繰越明許費、2款総務費、7項大学費、事業名「山口東京理科大学薬学部校舎整備事業」につきまして、6,282万2,000円を次年度の令和2年度に繰り越すものです。繰越しの内容は、グラウンド整備に伴う測量設計業務委託料が1,108万9,000円、C棟周辺の舗装や通路の整備等を行う外構整備工事に係る工事請負費が5,173万3,000円となっております。グラウンド整備に伴う測量設計業務委託料につきましては、関係機関と協議を進める中、整備方法の決定に不測の時間を要したことから、年度内に業務が終了しないことから繰り越すものです。外構整備工事につきましては、年度内に工事は完了する見込みではありますが、完了検査を年度内に行うことが困難と見込まれることから繰り越すものです。補正予算につきましての説明は以上ですが、今年度予定をしておりました建設事業を不執行とし、予算を減額する理由、さらに、補正予算にはありませんが、現在、設計を進めております新たに建設することとなりました危険物倉庫にも関係いたしますので、参考資料といたしまして資料3から資料6をお配りしておりますので、関係資料の説明を含め、薬学部校舎整備事業の現状につきまして御説明させていただきます。なお、2月19日の

本会議における質疑に対する回答と重複する部分が多くなりますが、御了承ください。それでは、まず、経過を含めた概要につきまして御説明いたします。平成30年度に完成いたしました危険物倉庫棟が、消防法で定められた耐火構造の基準を満たしていなかったことから、当該施設を危険物倉庫として使用することができない状況となりました。しかしながら、危険物倉庫は大学の教育研究活動を行う上で必要な施設であることから、新たに危険物倉庫を建設することとし、令和元年6月定例会におきまして新たな危険物倉庫建設のための設計業務に係る補正予算を上程し、議会の議決を得て、入札を行い、落札された業者によりこれまで設計業務を進めてまいりました。しかし、令和元年9月末頃、新たな危険物倉庫建設のための設計業務を行っておりません設計業者から、新たな危険物倉庫を建設するためには、その危険物倉庫に貯蔵する数量を決めなければならない。そのためには、現在、大学敷地内にある危険物の数量を教えてください旨のお話がありました。これは、危険物の貯蔵・取扱いについては、消防法による規制のほか、建築基準法による規制があるとのことで、消防法の規制は危険物を貯蔵・取り扱う数量に応じた危険物を貯蔵・取り扱う施設の構造や設備等に係る規制となっておりますが、建築基準法の規制は、用途地域に応じて危険物を貯蔵・取扱いできる数量、その敷地内で貯蔵・取り扱うことができる危険物の総量が定められていることから大学敷地内にある既存の危険物の数量を把握する必要があるとのことでした。また、建築基準法で定められている数量は消防法で定められている数量とは異なるとともに、加えて規制の対象となる危険物も消防法よりも範囲の広いものでありました。今日まで薬学部校舎建設事業を進めてまいりましたが、建築基準法の危険物に係る規制につきましては認識しないまま事業を進めており、今回の事態を招くこととなりました。なお、大学周辺の用途地域につきましては、資料3にお示ししておりますので、御確認いただければと存じます。大学の敷地は山陽小野田市、宇部市の両市にまたがっておりますが、いずれの用途地域も「第一種住居地域」となっており、当該地域は、住居の環境を保護するため定めた地域であることから危険物の貯蔵・取扱いについ

ては比較的厳しい基準となっておりました。このようなことから、新たな危険物倉庫に貯蔵する危険物の数量につきましては、それまで消防法の規制を念頭に大学と調整をしまいましたが、これに加え、建築基準法上の観点からの調整が必要となりましたので、大学敷地内に貯蔵されている危険物の数量を把握した上で、あとどのくらいの数量の危険物を大学敷地内で貯蔵できるのかを明確にし、新たに建設しようとする「危険物倉庫」に貯蔵する危険物の数量を大学と調整していくことといたしました。なお、この時点では、まだ建築基準法に抵触しているという認識はありませんでした。大学敷地内に貯蔵されている危険物の数量の調査を行った結果、工学部及び薬学部を含めた大学の敷地内全体に貯蔵されている危険物の数量が、既にその時点において、建築基準法に定められた基準の数量を超えていることが判明いたしました。しかし、この建築基準法による規制が、危険物を貯蔵・取り扱う施設・建築物を対象とした規制なのか、敷地内全体に対して規制しているのか、その条文から明確に理解することができなかったことから、薬学部校舎建設事業についての設計業務を行った「あい設計」に確認を行いましたが、同社からは、敷地内全体に対しての規制との解釈はしておらず、法令に適合しているとの回答がありました。この事態を受け、法令に抵触しているのかどうかを明確にするため、令和元年12月末、市の建築主事に状況を説明し、山口県の担当部署に確認していただいた結果、令和2年1月初めに、山口県の担当部署から、建築基準法の規制は敷地全体について規制しているものであり、現況を聞く限りにおいては建築基準法で定められている貯蔵できる基準の数量を超えており、現状においては、建築基準法に抵触している状態にあるのではないかと考えられる。また、この状況下では、新たな建築確認申請を行うことは難しいとの回答がありました。大学敷地内の貯蔵状況につきましては、資料4にお示しをしておりますので、御覧ください。なお、すいません、ちょっとお配りいたしました資料に訂正がございます。第一種住居地域と用途地域が工業地域の場合というところの、右のほうの倍数の下に赤い字で「1.0倍未満」と記載しておりますが、申し訳ありません「1.0倍以下」となります。

未満ではなく以下となります。こちらのほうの訂正をお願いいたします。それでは御説明してまいります。資料の上の表が現在の用途地域であります第一種住居地域における建築基準法上の状況になります。危険物の貯蔵できる上限の数量につきましては、その種類ごとに定められており、赤く塗りつぶした部分が危険物の種類ごとの貯蔵できる上限の数量となります。例えば、第一類の第一種に該当する危険物は、貯蔵できる上限の数量は50キログラムで、実際の大学の貯蔵数量は5.17キログラムであることから、貯蔵の倍率は、0.103倍となっていることを表しております。貯蔵できる数量は、法令で定められている上限の数量を超えてはならない、1.0倍以下でなければならないとされておりますが、貯蔵する危険物が複数ある場合は、それぞれの危険物の種類に応じた貯蔵できる上限の数値で実際の貯蔵数量を除した商の和が1.0倍以下でなければなりませんので、調査時点における大学敷地内の貯蔵量の倍数は、表の右側の3.701倍となり、1.0倍を超えていることから建築基準法に抵触している状況にあります。ただし、消防法上の規制におきましては、敷地全体ではなく、危険物を貯蔵・取り扱う建築物に対する規制となっておりますので、資料下に参考としてお示しをしておりますが、消防法上におきましてはいずれも規制されている数量の範囲内であることから問題とはなっておりません。このように、消防法上、建築基準法上の危険物の貯蔵・取扱数量についての算出の方法が異なっておりますので、この度のように、消防法上は適法な状況であっても、建築基準法には抵触している事態となっております。建築基準法における危険物の貯蔵に関する用途規制の考え方につきましては、資料5にお示しをしておりますので、御覧ください。資料上には、危険物を貯蔵できる倍数の考え方を、資料下には、その例をお示ししております。建築基準法におきましては、敷地内における危険物の総量を規制するもので、敷地の用途に応じた危険物の種類ごとに定められた貯蔵量の上限値で、敷地内に貯蔵される危険物の数量を除し、その商の和が1を超えないように制限するものとなっております。資料には、例として、大学の用途地域と同じ第一種住居地域内にD棟、E棟、F棟の建築物が3棟あり、

第一類から第三類の非水溶性の石油類が貯蔵されている状況を表しております。そして、この敷地内には、第一石油類が800リットル、第二石油類が500リットル、第三石油類が500リットル貯蔵されており、建築基準法における貯蔵できる上限値は、その下の表でお示しをしております。第一石油類が1,000リットル、第二石油類が5,000リットル、第三石油類が10,000リットルとなっておりますので、この敷地内における倍数は、第一石油類が800リットル割る1,000リットルで倍率は0.8倍、第二石油類が500リットル割る5,000リットルで倍率が0.1倍、第三石油類が500リットル割る10,000リットルで倍率が0.05倍となり、これらを足して0.95倍となり、建築基準法で定める1.0倍以下となることから、建築基準法上の基準を満たしていることとなります。この合計の数値が、1.0倍を超えると違反となり、現在の大学の敷地内の状況となります。

消防法及び建築基準法における危険物の規制に関する参考資料といたしまして資料6をお配りしておりますが、その大半が法令となっておりますので、重要なポイントだけ御説明します。4ページを御覧ください。

表の赤く塗りつぶした部分が大学の用途地域であります第一種住居地域における危険物の貯蔵又は処理数量の倍数になり、具体的な数量につきましては、資料12ページ、14ページ、15ページの赤く塗りつぶした部分により示されております。その具体的な数量につきましては、資料4でお示しをしております赤く塗りつぶした部分になります。参考といたしまして、現在、建築基準法による用途地域の規制に抵触していることから、現在の「第一種住居地域」を「準工業地域」に変更した場合、どのようになるのかにつきましては、【資料6】の4ページの表の下に準工業の欄がありますが、その倍率は、第4類は特殊引火物及びアルコールを除き第一種住居地域の10倍、その他の危険物は20倍の数量が貯蔵・取り扱うことが可能となります。その具体的な数量・倍数といたしましては、先ほどの資料4にお示しをしております。資料上の表の現行の「第一種住居地域」では倍率が3.701倍となっておりますが、資料真ん中の表の「準工業地域」では0.275倍となり、1.0倍以下

となりますので、建築基準法の規制の範囲に収まることとなります。説明が大変長くなりましたが、以上のようなことから、今年度、事業実施に向けて準備を進めてまいりました校内薬用植物園附属棟の建設は、現状では実施のめどが立たず、事業を一時中断せざるを得ない状況となりましたので、この度の補正におきまして当該事業に係る関連予算を減額するとともに、設計業務を進めておりました新たな危険物倉庫の建設につきましても事業を進められない事態となっております。現状につきましては、今、御説明したとおりでございますが、このような状況を受け、今後の対応に向けて、現在、市の関係部署と連携を図るとともに、山口県の担当部署に御相談及び御協力をお願いし、現在、御支援をいただいているところでありますので、山口東京理科大学の教育研究活動に支障がないよう、一日も早い事業再開に向けて、関係機関・部署としっかりと連携し、御支援をお願いする中で対応してまいりたいと考えております。山口東京理科大学薬学部校舎整備事業につきましては、工期の問題や危険物倉庫の問題等、これまでも再三にわたり市民の皆様を始め、議会、関係者の皆様に大変な御心痛をお掛けしてまいりましたが、再びこのような事態に至りましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高松秀樹分科会長　それでは委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員　大体、状況は分かってきましたけれど、この状況に至って、県と相談ということになっているんですが、もう既に違法状態にあることに対して、県はどのように言ってきているんでしょうか。

大谷大学推進室長　県とは、今まで2回ほどお話をさせていただきました。大学推進室として2回お話をさせていただきました。ただ、状況を説明する中で、今のような形で県にも御説明しております。ただ、正式な県とのやりとりは文書等でのやりとりとなって、こういった指導が来てということになりますが、今まで御相談する中では、現状について、直ちに

撤去命令なりということはありませんということで、ただ、法令に違反している状況ということはないということです。今後、是正に向けて、取組の検討をお願いしますということで、現状すぐのけてくださいということには、なっていないということです。

山田伸幸委員 今の説明で、是正に向けてということになるんですが、どういったスケジュールが今後必要となってくるのでしょうか。

古川副市長 今、推進室長が説明申し上げましたが、今の状況は、都市計画法に抵触しておる状況です。これを可及的速やかに解消するのが第一義ということです。今、その用途地域の変更につきまして、これは県とも協議が必要です。ですから、県当局とも、昨日も私のほうが参りまして、いろいろお願いまた御協議する中で、この協議に半年ぐらい掛かりますので、8月、9月にはこの用途地域の見直しに向けて進んでいくと。また、これは宇部市の用地も関わりますので、宇部市のほうにもその辺お話をさせていただく中で可及的速やかに用途地域を見直して、今の抵触している状況を回避するというのがこれからの喫緊の課題だと考えております。また、今の状況で、大学のほうの授業につきましてですが、これも先週の金曜日に大学のほうに赴きまして、理事長、事務局次長等々もお話する中で、授業についての支障はないということも確認いたしておりますし、また、大学の先生のほうも、この件については、協力をしていただいております。以上です。今の都市計画法と申しましたが、建築基準法です。すいません。訂正をさせていただきます。

山田伸幸委員 授業に支障ないと言っても、現状たくさんの危険物が保管されているわけですが、これらはどうするんですか。

大谷大学推進室長 先ほどもちょっと御説明いたしました。現状すぐ、直ちに規制の範囲内に収めてくださいという命令等はありませんということで

すが、極力、今、法に抵触している状況ですので、大学のほうにも、御協力いただく中で、なるべく今敷地内に危険物を貯蔵することがないように、いろいろと今大学のほうでも手法を検討されております。例でいうとプロパンガス等が結構置いてあるんですが、ぎりぎりまで落として貯蔵量を極力少なくするというのもいろいろと考えておられますので、違法していることは間違いありませんので、その違法状態が少なくなればいいというものではありませんが、超える範囲をできるだけ最小限にとどめるように今、大学とも協力をお願いしながら進めておる最中です。

山田伸幸委員 授業に支障を来さないということであれば、今身近なところにそういった薬品とかいろいろ危険物が置かれていると思うんですけど、当面置かなくてもいいと言われたとしても、やはり法に触れているのは事実でありますので、これを移動させるとかそういったことは、今考えておられないのでしょうか。

大谷大学推進室長 実験とか、研究等をする中でどうしても危険物を取り扱う、薬品等取り扱うということですが、今でも、無駄な物を貯蔵しているという状況ではありませんで、それも1回外に出したとしても大学の構内敷地内に入れてしまえばもう超えている状況となってまいります。その薬品だけではなくて、そのプロパンガスとか、自家発電の燃料タンク、それでもうほぼ1倍近くいってしまいますので、薬品を仮に外に出したとしても、研究等をする上では、薬品を持ち込んだ段階で法の基準を超えてしまう状況にあるということです。

高松秀樹分科会長 ということは、貯蔵っていう話だったけど、そうじゃなくて、持ち込んでもその数量に換算されて、駄目になるんですよっていう説明ですよ。

大谷大学推進室長 そのとおりです。

吉永美子委員 今日、市長が御出席されておられますので、あえて質問させていただきます。本当に残念なこういった結果になっているわけですが、そういった結果になった責任の所在というのはどこにあるのでしょうか。

大谷大学推進室長 今、御指摘のとおり、いろいろと山口東京理科大学の整備事業につきましては、いろいろな工期の問題等いろいろありまして、検証いたしますという中で、その検証もまだ済んでいない状況。それも含めてまた新たな、こういった問題も出てまいりましたので、責任の所在ということにつきましては、もう今後の対応も含めまして今までの検証と併せて、責任については、しっかりと検証してまいりたいと考えております。

吉永美子委員 検証していくということですが、その時期というか、どこでその検証をしっかりと行って責任の所在を明らかにするという考え方がありますか。

大谷大学推進室長 既にこういった事態が判明いたしましたので、その辺につきましては、今、携わった設計事務所等にも確認しておりますので、今後、こういった責任の所在ということになると法的な問題も生じてくる可能性もありますので、その辺は法的な専門家等も交えながら、御相談しながら、責任の所在につきましては検証してまいりたいと考えております。

山田伸幸委員 今、責任のことを言われました。やはり、今まで何度もこういったことがあって、なかなか処分というのは行われてこなかったわけですが、やはりこれは大学推進室だけではなくて市全体、そして、この建設に関わった様々な部署、そして、県においても建築確認申請の許可を出しているわけで、そのときに、こういった問題がチェックできなかったということもあろうかと思うんですが、それについて県は何か言っているのでしょうか。

大谷大学推進室長 建築確認申請につきましては、県ではなくて、民間のビューローベリタスというところに出しております。民間の建築確認検査機関のほうはどういった手続で建築確認申請を受けて、どういうふうな形で審査を進められたかということも、今後確認をしてまいらなければならぬとは考えております。

山田伸幸委員 ということは、許可は民間の業者が出すということなんですか。確認申請はオーケーだということ。

大谷大学推進室長 こちらの民間の業者は、国からの許可というか、認められた民間の審査機関です。それに基づいて審査をされて、建築確認済証を出されるということになっております。ただ、今回先ほどもちょっと御説明いたしました、新たな危険物倉庫を造る段階で、その設計業務を行ってきた設計業者さんが、こういったこと、建築基準法はこういった規制がありますよと気付かれたということですので、あい設計、当初の理科大を始めるとき、なぜこういったことがなかったのかなということ。当初の携わった設計業者と建築確認の流れの中で、こういった審査が行われてきたかということも確認してまいりたいとは考えております。

松尾数則委員 非常に残念な話なんですが、危険物の基本的な量の問題ですよ。例えば、この中で学生の安心・安全という部分で、保管とかそういう方向は、この中には関係ない話なんですか。

大谷大学推進室長 危険物の保管とかいうのは、消防法のほうでこういった設備の中でということ、構造の中でということが定められておまして、それはこういった問題が生じたときに消防署にも確認をいたしまして、管理とかいう面では消防法上問題ありませんということでしたので、あとは敷地内、用途地域の対象の中における総量を超えているということが今問題になっているということです。

奥良秀委員 確認なのですが、先ほど来から、抵触しているとか違反しているとかって言う文言があるんですが、これ同じ意味でよろしいですかね。

大谷大学推進室長 すいません。同じ意味です。

奥良秀委員 これ、今、住居地域っていうことなのですが、地域の自治会等に緊急的に説明されたほうが良いと思うんですが、私個人としては。説明されているんですか。

古川副市長 用途地域の見直し、今年度、都市計画マスタープランを作成いたしましたして、令和2年度に用途地域を見直しすると。今、奥委員が申されましたように、関わる方には御説明する必要があるかと思えます。この件につきましては、1月になって用途地域の見直しが必要ということになりましたので、今後、県当局とも相談する中で、地域の方々にも当然そのようなお話ししていく形になろうかと思えます。

奥良秀委員 確かこれ一番最初は、新聞か何かの報道で一番最初出たのかなと思っておりますが、地域の方々からやはり、こういうふうな基準の3倍ということが出て、いろいろとお話があって怖いとか説明がないのかってというのはあるんですが、もっと早く説明する義務はなかったんですかね。どうなんですか。

大谷大学推進室長 今、奥委員がおっしゃられるとおり、法令に違反しているものが危険物ということで、住民の方はその言葉をもって、確かに不安が通常の法令の違反というものに対してよりも、かなり心配な面が出てくると思えます。当然、どういうふうになっているんだと、危険はないのかということとは、当然お考えになられることだと思いますので、その辺も含めて今後、先ほど副市長のほうから御説明がありましたが、住民の皆様方への説明ということを検討していかなければならないと考えて

おりますが、ただ、今、状況がこういった状況ということで、それだけで申し上げるのか、ある程度具体的なこういった方向で今やっておりますということまで御説明していく方がいいのか、それも含めて、担当部署、担当機関との協議をしながら、考えてまいりたいと思っております。

奥良秀委員 それとですね、最初の3月の定例会の一番冒頭部分で市長の謝罪から始まったわけなんですけど、私も途中から市長になってという言葉があったんですが、大谷室長の前の室長さん、たしか良いチームを作って、良い仕事が出来たっていう話を私、2年前の一般質問ときに、再三討論をして、そういう回答がありました。でも、やっぱりこうなんですよね。全然良いチームというか、組織もできていないのに、こういうものを走り出したっていったら、こういう結果になるんですよね。だから、あの時点で一回立ち止まって見とけば、こういうことはなかったと思うんですがいかがですかね。

大谷大学推進室長 奥委員おっしゃるとおりで、良いチームと申しましたが、この事業に携わった職員は本当に一生懸命頑張ってきたと思っております。ただ、頑張ったからいいというものではありません。こういった結果になったということは素直に反省すべきではありますが、携わった職員はみんな一生懸命やって、開学に間に合わせようということで、一生懸命頑張ってきたという認識はしております。前室長が、答弁のときでもいろいろありましたが、今回の問題は、その前の段階の成長戦略室のときの段階になっておりますので、その辺も含めて、おっしゃられますように、職員みんな頑張ったというふうに認識しておりますが、やはりその当時の議会からも、再三御指摘がありましたとおり全庁体制でやっておれば、そういった建設部の御協力を得る中でこういったことがその当ても分かったかもしれませんので、その辺も含めて、今後また検証する中で、確認してまいりたいと思っておりますし、反省をしていることは、現在も事実です。

奥良秀委員 その中でも、そもそも要は大学側と話し合い、協議をしながら、事を進めていますよっていう、再三お言葉があったんですが、今これを確認するところによると、要は貯蔵量の打合せ、全くされていないですよ。何の打合せをしていたんですかね。

大谷大学推進室長 一応、この貯蔵量の打合せのときに、ちょっと先ほども申し上げましたが、この建築基準法上の用途地域に関する認識が、市もありませんで、大学自体もこの新たな危険物倉庫の前の本来の危険物倉庫を建てるときに、10倍以内というお話を議会でもさせていただいて、そういうふうに進めておりますということをお話しておりましたので、当時の大学自体もこの建築基準法上の認識はなかったのではないかと。たまたま工学部自体は先ほどもちょっと内訳はお示しをしておりますませんが、工学部だけで見ると建築基準法上の中には収まっておったと。薬学部を整備することによって、増えて、超えてしまったということがございますが認識としては、そういった建築基準法上の認識がないままの調整をして、こういった結果になったと考えております。

奥良秀委員 あと、たしかこの倉庫は、そもそもその工事をしているときには危険物倉庫ではなくて、普通の一般倉庫でやられていましたよね。そういう、後々で用途変更していこうという考えがあって、こういうことになったっていう考えもありますよね。どうですかね。

大谷大学推進室長 今御指摘のとおり、危険物倉庫につきましては、これまでも御説明したとおり、当初、一般倉庫で建築確認等を行っていて、後で変更していこうということで議会等にも御説明をしております。その時点で、仮に今回のようなことが分かっていたとしても、危険物倉庫以外のものでも既に超えている状況となっておりますので、あとはどこで分かるタイミングがあったかということになるかと思いますが、きちんと体制を取って慎重に進めておれば、その当初の危険物倉庫の申請の段階でも、こういった事態が分かったかもしれないとは考えており

ます。

奥良秀委員 この建築基準法と消防法、大谷室長から見て建築に携わる方にとって、初歩的の初歩ですよ。だと思っんですが、どういうふうに思われますか。

大谷大学推進室長 今、おっしゃられるとおりに、私も建物を建てるということになれば、まず基本的なものは建築基準法、また危険物等を入れるのであれば消防法ということが一番の根本的な法令になるかと認識しております。特別に、大学を建てるから、特殊な法令であるということであればあるかもしれませんが、物を建てるというときにはやはり建築基準法と消防というのは、根本的な法令であり、そこが確認して進めていくべきだとは考えております。

山田伸幸委員 今後のスケジュールというのがなかなか、はっきりとまだまともっていないようですが、やはり一番気にしているのは、市長の姿勢なんですよ。先ほど奥委員から、住民に対する責任ということを言われました。今後、用途地域の変更を進めていくときには、必ず周辺の住民の許可というか賛同が必要となってまいります。また、宇部市の市の執行部だけじゃなくて議会にも、様々な手続を、議決をお願いをしなくちゃいけなくなるんじゃないかなと思うんですが、これも県も同じなんですが、やはり市長自身がやっぱりきちんとその辺を心得られて、自らそういったところへも出向いていく。そういった思いがあるのかどうなのか、その点お聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

藤田市長 今、目の前の対策とこれからの用途地域の見直しっていうのが、もう速やかにやっていくというのが必要になってまいります。地元の方や関係皆様方への御説明を含めて、市全体として取り組んでまいりまして、その中の1人として私もしっかりと実行に移してまいりたいと考えております。

中村博行委員 まずは一刻も早くですね、この今の違法状態というのを改善していくと。一番肝要なことは、そういうことだと思うんですね。まだ具体的な先が見えない状況にあるんですけども、そういうことが第一だと思うんですけども、まず発端は、何はともかく設計の初歩の段階で、あい設計というところから端を発しているようなところも見受けられるわけですね。今回も、先ほど説明ありましたように、令和元年の9月以降、そういうふうなことをあい設計にも相談されて、しかしながら、あい設計からは、何ら違法であるとかいうような指摘がなかったということが非常に問題視される場所だと思うんですけども、このあい設計に対して、責任うんぬんというのは言質があってからだと思いますが、現時点でどのような感想をお持ちですか。

古川副市長 この件につきまして、先ほど奥委員からも御指摘がございました。この危険物につきましては、消防法の適用と建築基準法の適用がございます。消防法のほうは完全にクリアしており、直接、皆さんに危険は及ばない状況にはあります。しかしながら、都市計画の用途地域という広い闇の中に抵触しているという状況で、これは今、中村委員が言われましたように、当初の設計の段階から、もうこれで動かなくてはいけなかった。私どもも当然、もうそういうような法的なものは全て設計会社なりのほうがクリアしているものという認識の下、進んでおったっていうのは否認しません。しかしながら、再度、工事に当たるときには、こういうような二つの法律があって、そこで、もう一度立ち返ってこの二つの法律に合致しておるか、遵法しておるかというところも考えなくてはいけなかったかなということは反省をいたしております。

藤岡修美副分科会長 今後の用途地域の見直し、県当局と話し合われて決められるということですけども、この資料見ると、一応、第一種住居地域を準工業地域に見直される方向であると理解しているのと、あとグラウンドがですね、宇部市で工業地域の用途だと思うんですけども、その

辺で、宇部市のグラウンドの該当地域以外の近隣の用途との整合性っていうのは、どのように考えて進められておりますか。

古川副市長 これは、宇部市とは正式にはまだお話ししてないんですけど、当然、今、藤岡副分科会長が言われたように、この用地は宇部市の用地も当然絡んでおります。宇部市ともお願いなり調整する必要があると思います。それにつきましても、また県当局と一緒にあって、私どもの望んでいる方向に進めるように、宇部市にお願いなり、御協議を今後していきたいと考えております。事務レベルは当然ですけど、私も赴いて、ちゃんと調整に当たりたいと考えております。

奥良秀委員 先ほど聞きそびれたんですが、あい設計に確認を取って、大丈夫ですよっていうことを聞かれたというお話があったんですが、これっていうのは口頭ですか、書面ですか。どちらですか。

大谷大学推進室長 一応、2回ほどこういった事態で確認をして、当初は電話等、またメール等でやりとりしたんですが、最終的には文書で確認を依頼して、文書で回答を頂いております。

奥良秀委員 確認ですが、きちんと文章で大丈夫ですという言葉を受けているということよろしいですね。

大谷大学推進室長 適合しておりますという回答を頂いております。

吉永美子委員 資料2の中で、グラウンド・テニスコート整備、これが設計業務を令和2年度に繰越して書いてあるんですが、説明のときにたしか設計業務に時間を要したと言われたと思うんですけど、これはやはり学生としたら早く整備してほしいわけですよ、当然ながら。なぜ設計業務に時間を要したんですか、その理由をお聞かせください。

大谷大学推進室長 資料2を御覧いただければと思います。黄色で塗ってあって、上がテニスコート予定地、下がグラウンド予定地となっております。その間に色が塗ってないところがあります。ここが法定外の水路が走っています。青地ですね、これが走っております。ここをどうするかということで、宇部市のほうの管理になりますので、宇部市と協議をして、大学との協議も重ねまして、当然こういった敷地の中に水路がないほうがいいだろうということで、この水路を廃止するなり付け替えるなりしたときに一体としてグラウンドが使えるような形で整備をしたらどうかということで、協議をしておりました。その中でこの水路、これを廃止する場合には、今までの水の流れたものが、そこを廃止することによって、この水をどっかに流さなくてはいけないということになります。そのときに、この資料2の右側のところに宇部市道が走っておりますが、そこにも土水路なんです。水路が走っておるんで、そこを改良して、この水を流していくというふうになるんですが、その改良がかなり大がかりな工事になっていて、ここの市道の側溝とその県道の下の側溝、そしてその先のところまでの^{しゅんせつ}浚渫なりは必要ということで、かなり大きなお金の工事費になっていくということと、そうすると調整する関係者が増えてくるということで、その調整の時間もいつになるか見通しが立たないという状況になります。グラウンドがいつできるかということが、その調整の時間が、こちらで決められることができないんで、相手方との協議になります。めでどがいつになる、グラウンドがいつから着工できるということがもう、ある程度見通しも立たない状況になりましたので、大学としては本来なら平成30年度に工事が完了して平成31年度からグラウンドは使えるということで大学にお示しをして、学生さんにもそういった旨でお伝えしておったんですが、それがまた遅れ遅れということになって、整備をすることによって、また、いつできますということも言えない状況になるということは、それは好ましい状況ではないということで、最終的にこの水路を残したまま、分割して上をテニスコートで下をグラウンドで整備していこうと。途中、廃止するということで、^{あんきよ}暗渠にするという話もあったんです。それで、

ある程度進んでおったんですが、やっぱりちょっと暗渠^{あんきよ}も難しいという話になって、最終的にはもう廃止するか残したままかの二択のような状況になって、工事の見通しが立てる、いついつってある程度の見込みが立てる状況で進めていきたいということで、水路を残したまま整備をしていこうという方針を昨年末ぐらいには決めたんですが、そこから、また設計とかいうことに始まってまいりますので、年度内の完了が難しかったということです。あと、グラウンドの整備を急ぐというのは、学生たちもずっと待っておられるということもありますとともに、これは必置施設ですので、いつまでもこの必置施設がないということは、この薬学部の整備をする中で、文科省のほうにも6年間は経過の報告等がありますんで、まだできないということも、なかなかこれ以上延ばすということは難しいという判断もありました。以上です。

吉永美子委員 そうなると、このいわゆるグラウンドとテニスコートがきちんと整備できて学生が使えるようになるのは、いつの時期という形で思っておられるんですか。早くしてあげないと。

山本大学推進室室長補佐 今まだ詳細な設計も終わっておりません。これから、宇部市のほうに、開発の許可の申請を行うという手続もまだ残っておりますので、この辺りのめどがつかましたら、ある程度全体の工期というのも見えてこようかなとは思っておりますが、来年度中というのは少し難しいかなというのが今、私どもが認識しているところです。以上です。

山田伸幸委員 私も大学に知り合いがいるんですけど、テニスコートとかグラウンドが今ないがために、いろんなところに出向いて行ってその用を足されているわけですが、そういった関係で、この利用者あるいは全学生も必要だと思っと思うんですが、その説明はいつ頃されるんでしょうか。今のような説明を。

大谷大学推進室長 一応、学生の皆様方には、大学のほうから説明をされると

ということで、その大学が説明するに当たって、市と大学で協議をして、こういった状況ですということで御説明をして、それをもって大学が学生さんと協議をする場を設けておられますので、その中で学生さんに御説明されるということです。

奥良秀委員 今グラウンドの話だったんですが、今、土が盛られているとは思いますが、これ何かの理由があって、ずっと置かれていたと思うんですが、これ今から横持ちとかトラックの移動というのはできるんですか、今の現状で。排出であったりとかそういうことができるんですか。

大谷大学推進室長 積んである残土ですが、外に出すという計画は今考えておらず、グラウンド整備する中で処理とか使用していきたいというふうに考えております。

松尾数則委員 いろいろごたごたが続いて、ちょっと確かめておきたいのですが、消防法は満足しているけれど、建築基準法に引っかかった。僕がいろいろ経験した中では、消防法のほうがきつい、基本的には。だから、もうこれ以上ごたごたがないか、ちょっとその辺のところ確かめておきたいんですけども。

大谷大学推進室長 信用していただけるかどうかになりますけれど、一応、消防法につきましては、きちんと大学と私どもと一緒に消防署に行って、今の現状を御説明して、こういう管理ということと数量はこれだけだと、それぞれの研究室にこれだけあって、こういう管理をしますと、ということで消防署に確認を取っております。建物とか設備等については、建てる時とかそういったときには消防の当然、検査等を受けられておりますので一応、危険物の管理上には問題ありませんということではきちっと確認をさせていただいております。

高松秀樹分科会長 最初に説明があったんですけど、資料2で見ると、危険物

倉庫、これは説明で危険物の量でうんぬんってあったんですけど、その下に薬用植物園附属棟管理棟温室であって、これは、工事費皆減で、説明は建築基準法の関係という説明があったんですけど、これ全体が違法状態だから新しいのは建てられないっていう話になるんですか。

大谷大学推進室長 今、会長がおっしゃられたとおり、現状が違法状態となっているために、新たな建築確認申請ができないという状況です。

高松秀樹分科会長 もう一つ確認なんですけど、副市長の答弁がありました、この状況を解消するために今、用途地域変更という方策を取りたいということですよ。今後のスケジュールについて、いろいろ意見がありましたが、これ最終的に使用できるのは大体いつごろになるとお考えなんですか。最終的にですね、これ大学で必要ですよ、実験とかで。いつ危険物倉庫ができて、実際使用できるようになるのかなと思って。

大谷大学推進室長 今、市の都市計画課と県の担当部署とも協議をさせていただいている状況です。令和2年度に都市計画の全体的な見直しというのはされておりますが、その辺も含めまして、どういった手法で最短で理科大学の用途が見直させるのかということ、関係機関がありますので今のこの時期っていうことはちょっと私どものほうからちょっと申し上げられる状況にはありませんが、最短でできるその用途の変更の見直しを今検討しているという状況です。

高松秀樹分科会長 つまり、その見通しを聞きたいんですよ。その見通しを聞かないと。我々もいつできるか分かりませんよっていうわけにいかない、ある程度見通しを持っていらっしゃると思うので、その見通しを教えてくださいたいと思います。

古川副市長 用途地域の見直しにつきましては、でき得れば9月ぐらいにはどうか目鼻を付けたい。本来ですと、来年用途地域を全体的に見直すのは

1月、2月に掛かるわけですが、ここは特別な事案ということで県にも
お願いし、宇部市にも御協力を願う中で、それくらいのスピード感を持
って行いたい。しかしながら、今言った月が、順守できるかどうかは別
といたしまして、本来ですと11か月前後掛かるものを少しでも前倒し
して行いたいということで動いていきたいと考えております。

山田伸幸委員 どうしてもさっきの、あい設計の文書が引かかるんですが、
あい設計は建築基準法上問題ないと答えているんですか。

大谷大学推進室長 すいません。ちょっと文書の読み上げさせていただきます。
私どもからの問いで、山口東京理科大学薬学部増築工事に伴う基本設計
実施設計業務委託において実施した危険物貯蔵施設に法的問題があった
場合、業務実施における問題点箇所についてということで問い合わせた
回答ですが、「本業務で実施した危険物貯蔵施設については、建築基準
法及び消防法に適合しているものであり、特に問題はなかったものと捉
えております」という御回答でした。

山田伸幸委員 ということは、そういう敷地全体での規制ということについて、
あい設計を知っていなかったということによろしいんですか。

大谷大学推進室長 回答から、そのような認識であったんであろうと考えてお
ります。

高松秀樹分科会長 よく分からんですけど、これっていわゆる常識的な部分
というのがあると思うんですけど、それはどこの段階の設計の段階にな
るんですか。今回は設計から指摘があったって話だったんですけど、
話に聞くと市の職員、当時一級建築士もいらっしやったと思うんですけ
ど、恐らく分からなかったわけですよ。何でこんなことになるのかな
ってというのが率直なところで、そこをどういうふうに見ておられるのか
教えてください。

大谷大学推進室長 この設計業務に携わった当時の職員の方に確認したわけではありませので推測になりますけれど、そういった建築基準法上の認識はされていなかったんであろうと、職員はですね。携わった事務方、技術方の職員についてはそういった認識はなかったと。今回、新たな危険物倉庫を設計される設計業者は、その過程でこういった規制がありますよということをお話しされたんで、委託業務を請け負ったあい設計のほうでそういった状況に気付くことが、設計するに当たってこういう用途地域に何が建てられる、建てられない、建てるためにはこういった基準がありますよというのは、設計業者が気付くべきものであったのではないかなとは考えております。

高松秀樹分科会長 つまり今の発言は、設計業者に責任の一端があるんじゃないかということで捉えていいんですか。

大谷大学推進室長 当然、私の考えですが、設計業者には責任は何らかあったと考えております。建築主である市もやはり責任はある。そして、建築確認の審査を行ったそういった検査機関についても何かあるかもしれないと思っておりますが、それは今後やはり確認する中で、どこにといった責任があるかということは、検証する必要があるかなと考えております。

藤岡修美副分科会長 確認なんですけれど、耐火構造の不備で今回建て替えることになったんですよね。不備がなくて、今倉庫棟になっているのが危険物倉庫で使われていた場合、分からないままで危険物倉庫として使われていたという可能性を感じてしまうんですけども、そこはどうなんですかね。

大谷大学推進室長 これも推測ですが、危険物倉庫として建築確認申請をした場合、そこで引っかけた可能性はあるのかなと。ただ、そのときは既

にほかの設備をもう建設していますので、そこではもう違法状態になっておったのかなと。ただ、わかる機会はきちんと危険物倉庫を建設しますということで建築確認申請の手続を行っておれば、当然危険物倉庫なんで危険物貯蔵するという認識のもとに、建築確認申請が行われてきますので、その段階で今回のことが判明したのではないかなとは考えております。

奥良秀委員 今この危険物倉庫の設計があい設計だと言われたんですが、今理科大のトータルのもろもろの工事は、どこが工事していましたっけ。工事じゃなかった。設計をしていましたかね。

大谷大学推進室長 あい設計になります。新たな危険物倉庫、去年の補正いただいたのは、別の設計業者になります。

奥良秀委員 もろもろA・B・C、いろいろな棟、空調といろいろあると思うんですが、ほぼほぼあい設計がやられていると思うんですよ。今こういうふうな問題が起きてきた中で、今使われている建物ですよ、不備がもしかしたら出てくるんじゃないかなという危惧というか不安というか、もちろん工事が終わって確認はされていると思いますよ。でも、確認も確かかなりばたばた状態で確認をされたっていう説明を以前受けていますので、とても今、不安な状態になっているんですが、ほかの危険物倉庫以外のあい設計が設計した建物については、何ら設計上の問題はないという明言はできますか。

大谷大学推進室長 完成した施設につきましては、きちんと完了検査も受ける中で完了と、問題ないということで引き渡しを受けて、現在使っておるという状況ですので、その辺につきましては既存の建物については問題ないという認識をしておりますが、ただし今回このような事態があったということですので、ないと私は思っておりますが、分からないものがひょっとして出ることもあるかもしれませんが、既存施設自体は大丈夫

と私は認識をしております。

高松秀樹分科会長 危険物倉庫に入れる危険物ですけど、今資料4があるじゃないですか。この中のどういったものをそもそも入れる予定だったんですか。我々、いつも危険物倉庫って言っていますけれど、一体その危険物って具体的に何かっていうのを知りたいんですけど。

大谷大学推進室長 例えばですが、第四類というのがあるかと思います。そこに特殊引火物、また第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類というところで、特殊引火物としてはジエチルエーテル、ちょっとなじみがないですが、第一類はベンゼンとかトルエン、またアルコールはエタノール、第二類はブタノール、第三類がジメチルスルホキシドとか、そういったいろいろな研究等に使ういろんなそういったアルコール類、石油類が入っておるということです。

高松秀樹分科会長 ほか、委員の皆さん質疑。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか皆さん。では、質疑がないので、これで終わります。それでは、以上で、一般会計予算決算常任委員会理科大分科会を終わります。お疲れ様でした。

午前 11 時 31 分 散会

令和2年（2020年）2月26日

一般会計予算決算常任委員会理科大分科会長 高松秀樹